

皇學館大学精華寮寮規

皇學館大学

附則

- 1 この寮規は、令和2年3月26日から施工する。
- 2 令和2年10月14日一部改訂
- 3 令和4年4月1日一部改訂

○ 寮生心得

- 一 師友に対し敬愛の念を持ち、礼儀正しくする。
- 一 常に品位を損なわない端正な服装と頭髪及び真摯で素直な態度に留意する。
- 一 建学の精神に則った行事等に参加する。
- 一 学則及び寮規を厳守する。
- ※ 入寮者は、学則に基づき、心身ともに健康に過ごすことができる人に限る。
- ※ 寮風「上級生は兄の如く、下級生は弟の如く、相敬し・・・」(館友会雑誌第三号
明治三十四年十月刊)
- ※ 本寮は教育寮であり、建学の精神に則り学生相互の切磋琢磨によって健全な生活を営み、人格の陶冶を目的としたものであることから、規則マナー等を厳守することはもちろん神道の「清、明、正、直」の心を涵養するとともに先輩、同期、後輩等に対し常に相手の立場に立った思考(思いやりと心遣い等)にも留意する。
- ※ 実施の単位を班とし、寮の運営は、寮長が別に示す班長及び副班長(2名)を中心に実施する。(班長等の自主性を重視する。)
- ※ 二年生は一年生に対し模範となるとともに、一年生に対する指導は、一義的には同室の二年生が責任を持って実施するほか、最終的には班長が、所要の権限と責任を持って当たる。
- ※ 寮生は、他の学生の良き見本となり、学生生活全般において、その意気を示す。

目 次

- 1 日課
- 2 起床
- 3 朝清掃
- 4 洗面
- 5 朝拝
- 6 食事
- 7 入浴
- 8 自習
- 9 門限
- 10 消灯
- 11 居室の使用等
- 12 設備の使用等
- 13 防災
- 14 外出
- 15 外泊
- 16 来訪者応対（面会）
- 17 電話（携帯）
- 18 国旗掲揚（降納）
- 19 鍵の管理等
- 20 在寮適格性審査
- 21 3年生以上の在寮

2 2 その他守るべき事項

2 3 罰則

2 4 週番

2 5 その他

1 日課

起床	7 : 0 0 (休日を除く。)
洗面・清掃	7 : 0 0 ～ 7 : 2 0 (休日を除く。)
朝拝	7 : 3 0 (7 : 2 5迄に整列完了、休日を除く。)
朝食	朝拝終了後 ～ 8 : 3 0 (休日を除く。)
昼食	1 1 : 3 0 ～ 1 3 : 3 0
夕食	1 6 : 3 0 ～ 2 0 : 3 0
入浴	1 6 : 3 0 ～ 2 1 : 3 0
自習	2 0 : 0 0 ～ 2 2 : 0 0 (休日の前夜及び休日の晩を除く。)
門限	2 2 : 3 0
消灯	2 4 : 0 0

※ 5分前の精神で行動する。

※ 6 : 5 5 「起床5分前」の放送で、全員起床する。

※ 休日の起床は定めず、清掃朝拝も実施しない。

※ 日課の変更がある場合は、週番長が連絡する。

2 起床

起床5分前の放送で、起床する。

3 朝清掃

毎朝、1年生全員で受持ち区画の清掃を実施する。

4 洗面

朝拝の前に実施する。なお、洗面用具は、その都度片づける。(洗面所内に私物の放置はしない。)

5 朝拝

- (1) 全員が参加し、1年生、2年生の順に、清掃後速やかに班毎に整列する。但し寮長が事前に認めた欠席者を除く。
- (2) 班長は、自らの責任において班員を神殿に集合させる。(集合時は、事前に寮長が認めた者を除き、正坐)
- (3) 服装は、私服(寝間着不可)で、長ズボンと靴下は、必ず着用する。
- (4) 週番長の号令に合わせ、寮長に朝の挨拶後、点呼、拝礼、教育勅語の素読を行う。
素読終了後、寮長は訓育指導を行う。
- (5) 班長は、当日7:00までに、病欠者を寮長に報告する。

※ 神殿への入退室時、神殿に対し一礼をする。

※ 夕拝については、週1回程度有志で実施する。

6 食事

- (1) 朝食の準備、片付けは、班毎に行う。
- (2) 朝食については、班長の「いただきます。」で1拍手(礼手)後開始し、終了は各自で「ごちそうさま」1拍手(礼手)で終わる。
- (3) 昼食、夕食は時間を厳守する。
- (4) 食事中は、別に示す食事マナーを守る。

※ 傷病のため居室で食事をする者は、事前に寮長(寮母)の許可を得る。

7 入浴

- (1) 入浴マナー(湯船につかる前には体を洗う。湯船にはタオルを入れない。浴室から出る前には体を拭く等)を守る。
- (2) 時間を厳守する。

8 自習

- (1) 自習時間中は静粛を保つ。
- (2) 休日の前夜及び休日の晚には、自習時間を定めない。

9 門限

- (1) 門限時刻を厳守する。但しやむを得ない理由で遅延の可能性がある場合は、速やかに班長に、班長は寮長または管理人に状況を報告する。
- (2) 門限延長可能は、クラブ活動等（遠隔地での試合等）及び特殊事案（神事に関わる行事参加等）のみで、所定の「門限延長許可願（顧問教員の同意書添付）」を1日前までに寮長（寮母）または管理人に提出し許可を得る。

10 消灯

- (1) 「消灯」の放送で、居室の中央電灯を消す。
- (2) 消灯後は、他室訪問等他の迷惑（睡眠を害する。）となる一切の行為を禁止する。

11 居室の使用等

- (1) 無断で備え付けの家具を移動したり壁や家具に釘・鋏・ネジ等を打ちまたは糊着することを禁止する。
- (2) 室内は、常に整理・整頓し、清潔にしておく。
- (3) 貴重品保管の鍵の施錠及び保管は、各自責任を持って厳正に実施する。（金銭の保管は必要最小限）
- (4) 愛玩動物を飼うことを禁止する。（寮周辺に存在する猫等への餌やり行為を禁止する。）
- (5) 寮内では所定の上履を使用し、下駄、サンダルは禁止する。また、廊下、下駄箱の上等、共有の場に私物を置かない。
- (6) 寮長（寮母）または管理人は、必要に応じて各居室を見て回る。

12 設備の使用等

- (1) 洗濯室・物干場・談話室・図書室は、規定の時間内で自由に使用できる。
- (2) 電気器具等の使用は、大学の認めたものに限る。（テレビ（22型以下、持ち込む場合は受信料自己負担、入寮後契約）、ミニコンポ〔50W以下〕、ノートパソコン、プリンター、ドライヤー、ポット、鉛筆削り、扇風機、髭剃り）
- (3) 図書室・パソコン室（インターネット）及び居室のLAN回線の使用に関しては、使用時間及びマナーを厳守するとともに、寮長が別に示す情報管理係の指示に従う。また居室のLAN回線の使用に関しては、限度をわきまえる。

- (4) 各設備等の使用時間

物干場、シャワー	:	終日	
自習室、パソコン室	ピアノ（20:00以降は、ヘッドホン）	:	起床 ~ 23:15※
洗濯機・乾燥機		:	起床 ~ 23:15
図書室、談話室		:	起床 ~ 23:15
神殿		:	8:00 ~ 23:15

※23:15以降の使用については当日22:00迄に寮長等の許可を得る。

- (5) 寮内（寮敷地を含む。）での集会は、寮長の許可を得る。
- (6) 諸設備が不良になった場合は、寮長（寮母）に報告し、速やかに学生支援部学生担当（以下、学生担当）に届け出る。
- (7) 寮生は、各自の部屋、調度品、その他の設備を毀損した場合は、弁償責任を負わねばならない。
- (8) 寮長（寮母）または管理人は、必要に応じて各施設を見て回る。

1 3 防災

- (1) 各居室の火災予防は、各自の責任とする。
- (2) 寮生は、建物全般の火災予防に留意する。
- (3) 建物内に引火性物質を持ち込んではいない。
- (4) 消火器の使用訓練及び緊急避難訓練（防災訓練）を適時実施する。
- (5) 火災及び地震等の発生時における対応は、別紙第1に示す。

1 4 外出

- (1) 外出の際は、事前に同室者に伝えるとともに部屋を施錠し、金品・貴重品の管理を徹底する。
- (2) 外出時、プレートのかけ替えを確実に実施する。
- (3) 早朝外出（5：00以降）は、前日の22：00迄に寮長（寮母）または管理人に申し出て、許可を得た後に、班長及び週番長に連絡する。
- (4) 外出中は、寮生として自覚ある行動に留意する。
- (5) やむを得ない理由で門限遅延の可能性がある場合は、速やかに班長に、班長は寮長または管理人に状況を報告する。

1 5 外泊

- (1) 外泊の際は、「外泊許可願」を外泊2日前までに、寮長（寮母）または管理人に提出し許可を得て、「外泊許可証」を受け取り、班長に連絡する。
- (2) 前日までに、班長室前のボードに必要事項を記入する。
- (3) 出発時、プレートのかけ替えを確実に実施する。
- (4) 帰寮時は、「外泊許可証」を、管理室の所定の入れ物に返した後、班長に連絡する。
- (5) 外泊日時を変更する場合は、寮長（寮母）の許可を得る。
- (6) 伊勢市内での外泊は、親族（祖父母、父母）との他は禁止する。
- (7) 移動交通手段は、交通事故防止（安全確保）の観点から、原則、公共交通機関（電車、自動車等）とする。なお、車での移動は、保護者等親族の運転とし、その場合は出発（帰寮）時運転者が管理室に、その旨申し出るものとする。
- (8) 伊勢市内外泊防止の観点から、帰寮時、使用公共交通機関（電車、自動車等）の使用切符等（2日以内は片道、3日以上は往復）、移動を証明するものを寮長（寮母）または管理人に提出する。（虚偽申告の防止）
- (9) 許可なしに外泊した場合、学生寮規程に基づき、処分する。

1 6 来訪者対応（面会）

- (1) 来訪者が寮内に立ち入る場合は、関係寮生立会いの下、来訪者名簿に必要事項を記入する。
- (2) 来訪者にはロビーまたは応接室で面会し、居室には入室させない。但し、寮長または寮母の許可があれば、父母等親族はその限りではない。
- (3) 面会時間は8：30から20：00とする。
※ 来訪者への対応は、失礼のないよう誠実な対応に留意する。

1 7 電話（携帯）

- (1) 電話の使用可能場所は、自室及び談話室のみとする。
- (2) 寮内（自室及び談話室を除く）においては常時マナーモードとする。

1 8 国旗掲揚（降納）

- (1) 国旗掲揚（降納）時は、起立（不動の姿勢）及び脱帽し敬意を表す。
- (2) 降雨時及び強風時は、掲揚しない。
- (3) 弔意を表す場合は、「半旗」とするため、全揚後、おおよそ旗の縦幅を降ろす。

1 9 部屋の鍵の管理等

- (1) 外出する際は、居室の鍵を施錠し盗難防止に備える。
- (2) 盗難の恐れがあると認めた場合は、速やかに寮長（寮母）班長に報告する。
- (3) 盗難事案発生の責任は、自己責任とする。
- (4) 鍵の管理（保管）については、亡失しないように十分留意する。なお、亡失した場合は、弁償責任（約二万円）を負わねばならない。
- (5) 夏・冬休暇時及2月の閉寮時には、一旦管理室に鍵を返却する。

2 0 在寮適格性審査

- (1) 真の健全かつ実効性のある教育寮を維持するために、2年時の在寮に関し1年生の模範となる2年生を選考する。
- (2) 審査項目は、人間性に関する項目（礼儀正しさ、規範意識、素直さ、協調性及び嘘をつかない）及び授業の出席状況の二項目で、対象期間は5月から12月迄とし、寮長・寮母・管理人、班長が厳正公正に審査し、在寮不適者を寮運営部会に報告、承認を得る。
- (3) 在寮不適となった場合は1年閉寮時退寮しなければならない。（保護者には大学から文書で通知する。）

2 1 3年時以上の在寮

- (1) 寮の充足率向上等のため、寮長が在寮者として相応しいと認めた人（生活面で模範となりかつ役職または勉強で寮生のために貢献（尽力）した人等）若干名を在寮させることとする。（希望者の中から選考）
- (2) 二人部屋を基本（空き部屋がある場合はこの限りではない。）とし、全てに寮規を適用する。なお4年時の在寮については、3年時の状況をもって判断する。

2 2 その他守るべき事項

- (1) 大学及び寮の諸行事等（月例参拝を含む。）に参加するとともに相互に協力する。
- (2) 寮内外全て禁煙であり、また居室で香をたく等一切の火気使用行為を厳禁する。
- (3) 寮内へのアルコール類の持込禁止及び飲酒に起因するトラブルを起こしてはならない。また寮内（寮敷地を含む）での飲酒は厳禁する。更には寮内外を問わず未成年者の飲酒を厳禁するとともに未成年者に飲酒させることも厳禁する。
- (4) 茶髪及びピアスは禁止する。
- (5) 寮内において寄付・募金または印刷物の配布・文書の掲示をする場合には、事前に寮長の許可を得る。
- (6) インフルエンザ、ノロウィルス等の伝染病については、予防接種等の予防措置を講ずる。また、伝染病、

その他発病の兆候のある場合は、速やかに寮長（寮母）または管理人に報告する。

- (7) 廊下・階段における歩行及び夜間における談話室等の戸の開閉について、静粛にする。
- (8) 談話室における清涼飲料水等の空き缶等ゴミ処理は、各自確実にする。(放置禁止) また、持込禁止機材(たこ焼き機、ホットプレート等電気調理機)を使用した行為を厳禁する。
なお使用マナー(故意による壁、襖の破損等)及び後始末が悪い場合は、談話室の使用を禁止する。
- (9) 飲酒の際は、前日までに班長に伝えるとともに外出時、飲酒プレートを掛ける。飲酒中は、他の迷惑にならないことはもちろん、代表者、上級生更には同期で、絶対に酩酊者を出さないよう注意する。帰寮時、週番及び班長に「異常の有無」を報告する。なお、トラブル等発生時は、代表者等が、速やかに寮長(管理人)及び班長に報告する。また酒癖が悪い等飲酒態度の悪い場合は、以後飲酒禁止等とするとともに一気飲み等異常な飲酒は厳禁する。また春学期(4月～6月)、1年生(20歳以上)のみでの飲酒は、2年生(20歳以上)が同行する。一方、未成年者は法律を遵守(禁酒)する。
- (10) クラブ、同好会等の懇親会は、前日までに、代表者が、寮長(管理人)、班長及び週番長に報告等するとともに帰寮時、「異常の有無」を報告等する。なお、酩酊者等を出した場合は、そのグループの共同責任とし、許可あるまで禁酒とする。また、上級生による飲酒の強要行為があった場合は、寮長に報告する。
- (11) 自転車を使用(乗り入れ)する場合は、寮長の使用許可(乗り入れ手続き)を得て、所定の位置に置く。なお、原付バイク(50cc以下のもの)の使用については、交通事故防止等の観点から使用禁止とする。
- (12) 自動車、自動二輪等(50ccを超えるバイク等)の伊勢市内への持ち込み及び周辺地域への駐車は禁止する。
- (13) クラブ・同好会活動の移動について、交通事故防止(安全確保)の観点から、原則、自動車(自家用等)の同乗を禁止する。但し、事前に、大学が定める「学外活動自動車同乗許可願」を寮長に提出し許可された場合は、この限りではない。
- (14) 遊興等を目的とする自動車(レンタカー・友人車両を含む)の使用及び友人車両への同乗については、原則、禁止とする。但し、事前に、別に示す保護者からの同意書を寮長に提出し許可された場合は、この限りではない。
- (15) 寮生は、パチンコ、スロットの遊技(施設の出入りを含む)及び競馬等(賭け事)を厳禁する。
- (16) 居室以外で出たゴミは、各自自室に持ち帰り処置する。(ロビー奥の清涼飲料水を除く。)
- (17) 落し物は、週番が管理・保管する。
- (18) 寮内において徒党を組むこと(脅威〔不快感〕を与えるか悪事をはたらく等の目的で組んでいると判断される場合を含む)を厳禁する。
- (19) 居室でのテレビの使用については、相部屋住人に配慮し、イヤホン等を使用する。
- (20) テレビ設置者は、受信料(NHK)を払わなければならない。
- (22) アルバイトを実施する場合には、勉学・寮生活の妨げにならないようにする。なお、アルバイトによる門限延長は認めない。
- (23) 挨拶は、笑顔で元気よく行い、寮生間は勿論、大学では、教職員等にも積極的に行う。
- (24) 常に正直であり、絶対にうそをついてはならない。
- (25) 班長、副班長の指導に従う。
- (26) 班長等による指導は、寮規及び寮長が別に示す「躰及びマナーに関する事項」に限る。
- (27) その他必要事項については、寮長指示等でその都度示す。

2.3 罰則

学生寮規程第10条の罰則(退寮・謹慎・戒告)は、主として次の行為があった場合に適用する。

但し、発生後速やかに正直に申し出た場合(翌日迄)は、この限りではない。なお、寮長が平素真

面目と判断する初回者のみ。個々の事案に対する罰則基準は、別紙第2に示す。

- (1) 寮主任、寮長、寮母、管理人、アドバイザー及び寮顧問の指導や指示に従わなかった場合、厳罰（即退寮）の対象とする。特にうそ及び厳禁行為をした場合
- (2) 壁への落書き及び故意に壁、器物及び備品等を破損、亡失した場合
- (3) 図書室から無断で図書を持ち出した場合及びパソコンの使用ルール（寮長指示）等に違反した場合
- (4) 寮内外で喫煙した場合、居室等でライター、タバコの空箱、吸殻を発見した場合、臭いのする場合
- (5) 酩酊した場合、飲酒に起因するトラブルを起した場合及び寮内（寮敷地を含む。）で飲酒した場合、更には寮内外を問わず未成年者が飲酒した場合並びに未成年者に飲酒させた場合
- (6) 自動車及び自動二輪・バイクを伊勢市内に乗り入れた（持ち込んだ）場合
- (7) 自習時間及び消灯後、特に喧噪甚だしい場合
- (8) 賭け事をした場合（厳罰（即退寮）の対象とする。）
- (9) 異性を居室に入室させた場合（親族を除く）理由の如何に拘わらず厳罰の対象とする。（学生委員会学則で処分）、また寮外生を入室させた場合
- (10) 女子寮敷地内に立ち入った場合は厳罰の対象とする。但し寮長の認めた場合及び緊急避難時を除く。（学生委員会学則で処分）
- (11) 許可なく（無断）門限時刻に遅れた場合及び外泊した場合並びに門限後脱寮した場合
- (12) 合鍵を所有していた場合
- (13) 寮敷地及び周辺に自動車等を駐車した場合
- (14) 学生寮内規及び寮長が定めた規則（寮規）等を遵守しなかった場合
- (15) その他寮生としての名誉を汚す行為（窃盗、器物損壊、暴行等の犯罪行為及びいじめを含む。）等があった場合

なお、罰則事案が発生した場合は、速やかに大学へ報告するとともに犯罪行為が生起した場合は、厳正に対応（大学への報告、関係官署〔警察〕への通報及び家族への連絡）する。

2.4 週番

- (1) 寮生活における規律の維持及び健全な生活を支える諸活動運営の基盤となる業務である。
- (2) 運営は班単位で実施するほか、班長及び副班長を除く2年生が、日替わりで週番長としての職務を遂行する。
- (3) 職務内容及び活動等は、別に示す。
- (4) 試験期間中等必要時は、日番をおくことができる。

2.5 その他

- (1) 帰寮時及び食事前のうがい、手洗い等を励行するとともに消灯後は、極力早めに就寝し、健康管理に留意するとともに体調不良時は、速やかに班長に伝え、班長は寮長または寮母に報告し、早期受診に努める。なお、持病（特異体質を含む。）がある場合は、事前に寮長または寮母に報告する。
- (2) 寮規に対する違反行為を見かけた場合、または再三の注意、指導（忠告等）にもかかわらず従わない場合は、躊躇することなく寮長、寮母、管理人若しくは班長に報告する。
- (3) 寮長は、適時、寮生（各個）の生活の態度（良い点、悪い点）を大学に報告する。
- (4) 寮長は、適時、寮生家族宛に家庭通信を実施する。
- (5) 寮長（寮母）が休みの時は、管理人（寮生の管理監督の補助：巡回）がそれぞれの業務を代行する。
- (6) 寮内における盗難・紛失等に関しては、大学、寮長、寮母、管理人はその一切の責任を負わない。

○ 火災発生時の対応要領（居室等屋内）

- (1) 火災を発見した者は、大声で「〇〇号室火災」を連呼し付近の者に知らせるとともに初期消火に当たる。
- (2) 付近の者 1 名は、速やかに管理室に向かい、火災報知機を作動させるとともに放送で「〇〇号室火災」を周知し寮長（寮母）または管理人に報告する。なお、発見者しか存在しない場合は、発見者が実施する。一方、管理室で火災を検知した場合は、寮長または寮母等は放送で火災区画を伝え、発生場所の極限及び初期消火を指示する。
- (3) 在寮者は、付近の消火器等で初期消火にあたる。初期消火は、当初対応可能な者（可能な限り多く。）で対応するとともにそれ以外のものは避難経路に従い屋外に避難する。
- (4) 寮長等若しくは 2 年生等相応しい者 1 名が適宜、初期消火の指揮を執る。
- (5) 初期消火員は、消火器等あらゆる手段を講じて初期消火及び当該居室の人員の有無を確認する。（在室者の有無及び怪我の有無等を確認し、必要時は所要の処置をとる。）
なお、余裕のある場合は、可燃物の搬出に当たる
- (6) 寮長、寮母若しくは管理人は、消防署に通報するとともに大学（学生担当）に報告する。
- (7) 寮長等は、初期消火が困難と判断した場合は、初期消火員に「初期消火失敗」を指示し、初期消火員を速やかに現場から退避させるとともに、退避時、自ら入室区画の人員の有無を再度確認した後、現場から退避する。
- (8) 週番長は、週番を指揮し、開門及び消火栓の確認誘導等、消防車による消化活動に備える。
- (9) 班長若しくは 2 年生等は、各班毎在室者の有無を確認し、在室者を寮敷地に誘導する。
- (10) 各班毎、寮敷地に整列し、点呼（人員の正確な把握）を実施し、週番長に人員数（特に欠員）及び異常の有無を報告する。週番長は、寮長等に、寮長等は大学（学生担当）に人員数及び異常の有無及び火災の状況等を報告する。

○ 地震発生時の対応要領（居室等屋内）

- (1) 地震が発生したら、各自テーブル等の下に入り（特に頭部を守る。）、先ず自らの身の安全を確保する。
なお、その際、必ずスリッパ等の履物を着用し、足の防護を図る。
- (2) ドアまたは窓を開け出口（非常脱出口）を確保する。
- (3) 揺れが収まると火災予防措置を取り（必要により。）、落下物に注意しつつ最適な方法で、各自屋外（寮敷地）に避難する。
なお、その際は、極力声を掛け合い、他の居室の人員及び異常の有無を確認し、必要時は、負傷者等の救助作業にあたる。
- (4) 班長及び 2 年生（複数）は、居室等の残留者の有無を確認し屋外に誘導する。
- (5) 火災が発生している場合は、採り得る最適手段で、寮内に周知（放送等）するとともに消防署に通報、大学（学生担当）に報告する。また、対応可能な寮生は、寮長等または班長（週番長）の指揮を受け、初期消火にあたる。
- (6) 班長若しくは 2 年生は、各班毎、班の人員数（特に、欠員）及び異常の有無（安否）を確認し、週番長等にとどける。週番長等は、寮長等に、寮長等は、人員数及び異常の有無、被害の状況等を大学（学生担当）に報告する。

罰則基準

速やかに正直に申し出た場合（翌日迄に）はこの限りではない。

但し寮長が平素真面目と判断する初回者のみに限る。

事 案	罰則の内容
寮長等の指導不服従（特にうそ及び厳禁行為）	退寮
壁等の破損（寮備品及び業者物品）	弁償及び謹慎若しくは退寮
凶書の無断持ち出し・インターネット不正使用	弁償及び謹慎若しくは退寮
喫煙	退寮
飲酒(未成年者)及び寮内飲酒	退寮
賭け事／寮外生入室	退寮／謹慎
門限遅延／無断外泊・合鍵所有	謹慎／退寮
脱寮・伊勢市内外泊 自動車に関する規定違反 自動車・自動二輪等の伊勢市内乗り入れ	退寮
異性入室・女子寮敷地内への立ち入り	退寮及び学則に基づく処分
パチンコ、スロットの遊戯行為(施設への立ち入り)	退寮
名誉毀損（いじめ等）	退寮若しくは謹慎
犯罪行為（窃盗、暴行〔恐喝等を含む〕等）	退寮及び学則に基づく処分
犯罪行為（器物損壊等）	退寮及び学則に基づく処分

（注）退寮若しくは謹慎の判断基準は内容若しくは回数による。

（注）目撃証言に対し本人が認めない場合（虚言等）は、綿密な調査を行った上で証言を優先する。

処分に対する具体的な対応

- 1 退寮：処分申渡し日から5日以内に退寮する。
- 2 謹慎：期間中、授業出席以外の全ての行動を制限（外出、外泊、クラブ活動、アルバイトの禁止）するとともに各種清掃活動並びに反省文等を作成する。
- 3 戒告：嚴重注意の申渡し。